

医療法人 藤仁会 藤の郷あげお 認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この規定は、医療法人藤仁会（以下「事業者」という。）が開設する（「藤の郷あげお」以下事業所という。）が指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下事業という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1, 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2, 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3, 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4, 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5, 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「藤の郷あげお」とする。

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次の通りとする。

埼玉県上尾市二ツ宮 897-4

(職員の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名（常勤職員）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二、計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、介護支援専門員の指導のもと適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。

三、介護職員 常勤１２名 非常勤２名

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

四 訪問看護ステーションとの医療連携体制により、看護職員は利用者の健康管理及び処置を行う

(医療連携事業所：訪問看護ステーション ふれあいあげお)

(利用定員)

第 7 条 利用定員は、１８名とする。(１ユニット９名×２)

なお、定員に空きが出た場合、１名に限り３０日を限度とした短期利用共同生活介護利用者を受け入れることとする。

(介護の内容)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- 一、入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- 二、日常生活上の支援
- 三、日常生活の中での機能訓練
- 四、相談、援助
- 五、健康管理

(介護計画の作成)

第 9 条

- １，指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- ２，介護計画の作成、変更に際しては利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- ３，利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 10 条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- | | |
|---------|--|
| 一、食材料費 | １，９８０円／日（おやつ含む） |
| 二、管理費 | ５００円／日 |
| 三、家賃 | ２，０００円／日（８．２７㎡～８．４９㎡）
２，０００円／日（１４．９４㎡～１５，７０㎡） |
| 四、光熱水費 | ４００円／日 |
| 五、退居金 | １００，０００円 |
| 六、死後の処置 | ２００，０００円 |

２，月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3、利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、次の各号を満たす者とする。

- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二、自傷他害のおそれがないこと。
 - 三、常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2、入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居してもらう場合がある。
- 3、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努める。
- 4、退居時の自己費用負担については利用契約書第14条に基づくものとする。

(秘密保持)

第12条

- 1、事業者及び本事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。
- 2、職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第13条

- 1、事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条

- 1、利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。
- 2、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体的拘束等の禁止)

第 16 条

- 1, 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2, 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3, 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4, 事業者は身体拘束適正化のための対策する委員会を設置・開催し結果について職員へ周知徹底を図ります。
- 5, 身体拘束適正化のための研修会を定期的実施することとする。

(虐待の防止)

第 17 条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 一、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二、虐待防止のための指針の整備
 - 三、虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 17 条

- 1, 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2, 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 18 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 19 条

- 1, 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2, 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

(ハラスメントの防止)

第 20 条

- 1, 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指すこととする。
- 2, 利用者が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の精神的苦痛を与える迷惑行為、またセクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。
- 3, ハラスメントとは、職員が脅威・不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるものとする。

(運営推進会議)

第 21 条

- 1, 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会議を設置する。(年 6 回の開催 厚生労働省令・基準 85 条に基く)
- 2, 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条

- 1, 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修	採用後 1 ヶ月以内
二、経験に応じた研修	随時
- 2, 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収入簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3, この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるもの

とする。

付 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

平成20年 5月15日改正 (6条3号)

平成25年12月27日改正 事務指導により全般を見直した。

平成27年 4月 1日改正 介護報酬改定により

令和 4年 9月 1日改正 一部料金改定により

令和 7年 4月 1日改定 一部料金改定により